

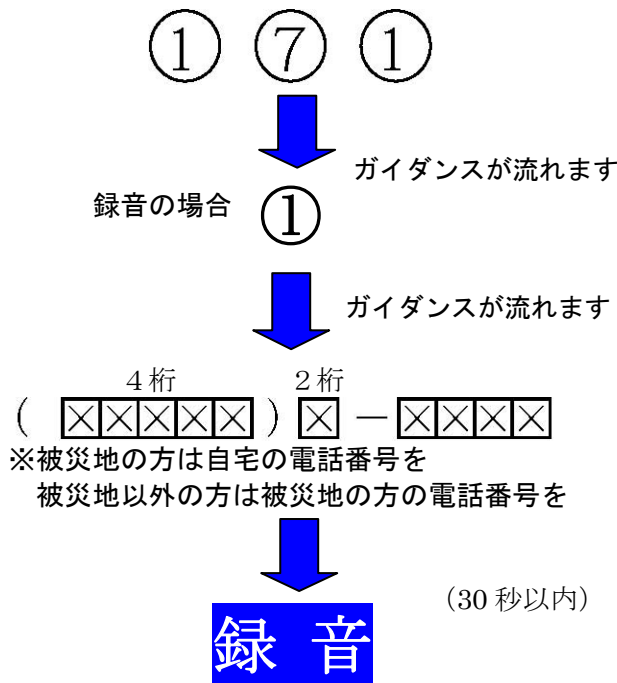
災害用伝言ダイヤル「171」をご存じですか？

「災害用伝言ダイヤル」とは、大規模な災害（地震災害・風水害等）が発生したとき、安否確認のため被災地へ向けての通信がつながりにくい状況になった際、被災地内とその他の地域の方々との間で「声の伝言板」の役割を果たすものです。

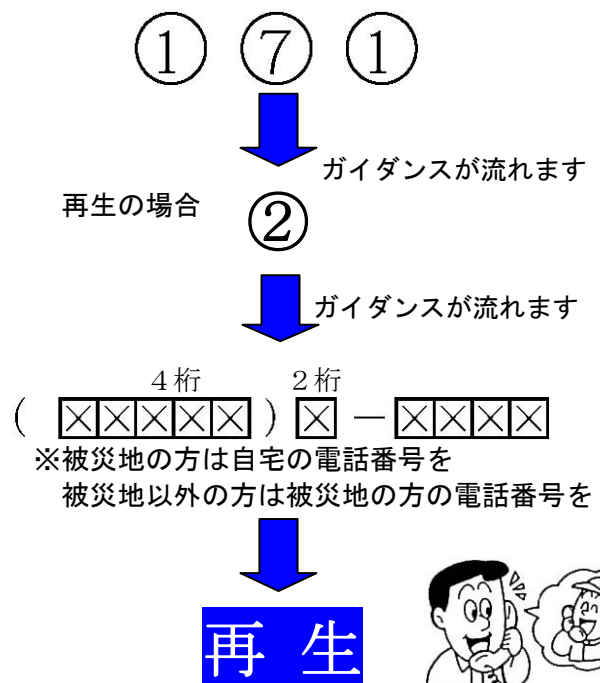
利用方法

- ▼ 一般加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS（一部の事業者を除く）から利用できます。
- ▼ 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行ってください。

伝言の録音方法



伝言の再生方法



録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。

利用条件

| 項目 | 内容 |
|-----------------------------|---|
| 1 使用可能開始時期 | 地震等の災害が発生により、被災地へ向かう安否確認のため通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状態の時 |
| 2 登録できる電話番号 | 災害により電話がかかりにくくなっている地域の電話番号（市外局番を含む9-10桁）※携帯電話の電話番号は登録できません。 |
| 3 伝言録音時間 伝言保存期間 伝言蓄積数 | 1 伝言あたり 30秒以内 録音してから 2日（48時間） 1 電話番号あたり 1～10 伝言 |
| 4 伝言の消去 | 保存期間終了時に自動消去 |
| 5 ご利用金額 | 伝言の録音・再生時の通話料のみ必要 |